

1	基盤整備関連	
現計画	<p>【個別施策① 相談支援の充実 / 個別施策の方向】 基幹相談支援センターと区立障害者福祉センター、区立障害者生活支援センター、シャロームみなみ風のそれぞれの拠点施設が地域生活支援体制の中心となって、(以下、略)</p>	<p>【個別施策① 相談支援の充実 / 個別施策の方向】 基幹相談支援センターと区立障害者福祉センター、区立障害者生活支援センター、シャロームみなみ風に令和7年度に開設予定の中落合一丁目区有地を活用した障害者施設を加えた4か所の拠点施設が地域生活支援体制の中心となります。<素案p.57></p>
	<p>【個別施策④ 家族への支援 / 現状と課題】 (ショートステイの数について) 16床あります (令和2年6月現在)。</p>	<p>【個別施策④ 家族への支援 / 現状と課題】 (ショートステイの数について) <u>19床あります (令和5年6月現在)</u>。<素案p.65></p>
	<p>【個別施策④ 家族への支援 / 個別施策の方向】 さらに、新宿生活実習所の建替えの際には、ショートステイの定員を拡充します。</p>	<p>【個別施策④ 家族への支援 / 個別施策の方向】 さらに、新宿生活実習所の新施設においては、ショートステイの定員を緊急枠を含め3床から4床に拡充します。また、払方町国有地を活用した障害者施設で2床、中落合一丁目区有地を活用した障害者施設では緊急枠を含め3床、計5床のショートステイを新設します。<素案p.66></p>
	<p>【個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進 / 個別施策の方向】 (新規)</p>	<p>【個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進 / 個別施策の方向】 今後は、区内3か所の拠点施設に加え、令和7年度に開設予定の中落合一丁目区有地を活用した障害者施設を加えた4か所で新たな拠点を整備し、機能の充実を図っていきます。その一環として、同施設における相談支援事業では、365日24時間の相談体制を確保し、緊急時の短期入所の受付や利用調整を行っていきます。<素案p.75></p>
	<p>【個別施策⑱ 学校教育修了後の進路の確保 / 個別施策の方向】 特に新宿生活実習所の建替えに伴い、生活介護事業の定員拡充を図り、日中活動の場を充実させていきます。</p>	<p>【個別施策⑱ 学校教育修了後の進路の確保 / 個別施策の方向】 新宿生活実習所の新施設においては生活介護の定員を拡充するほか、障害者福祉センターの多機能型事業所の定員を変更し、生活介護の定員の拡充を行います。また、令和7年度に開設予定の中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の整備では、生活介護を新たに実施し、日中活動の場をさらに充実させていきます。<素案p.90></p>
<p>【個別施策⑳ 住まいの場の充実 / 個別施策の方向】 区有地や国、都有地については、グループホーム設置への活用を具体的に検討し、民有地についても、区から所有者を紹介する等、事業者の整備計画の具体化に向け、必要な情報を提供していきます。</p>	<p>【個別施策⑳ 住まいの場の充実 / 個別施策の方向】 区有地や国、都有地については、グループホーム設置への活用を具体的に検討します。令和6年度には払方町国有地を活用した障害者施設、令和7年度には中落合一丁目区有地を活用した障害者施設でグループホームを新設します。民有地についても、区から所有者を紹介する等、事業者の整備計画の具体化に向け、必要な情報を提供していきます。<素案p.93></p>	

2	家族への支援体制	
現計画	<p>【個別施策④ 家族への支援 / 現状と課題】 (新規)</p> <p>【個別施策④ 家族への支援 / 個別施策の方向】 (新規)</p>	<p>個別施策④ 家族への支援 / 現状と課題】 <u>18歳以上の障害者を介護している家族が就労を継続するため、通所事業所降所後の夕方から夜間にかけての活動の場が求められています。</u> < 素案p.65 ></p> <p><u>子どもが障害者の主たる介護者となっている場合は、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアに係る負担等に配慮し、居宅介護（家事援助）や重度訪問介護などの障害福祉サービスの支給決定を行っています。</u> < 素案p.65 ></p> <p>【個別施策④ 家族への支援 / 個別施策の方向】 <u>夕方から夜間にかけての活動の場については、障害者福祉事業所開設の相談が区に寄せられた際にはニーズを伝え、事業実施を働きかけていきます。</u> < 素案p.66 ></p>
3	医療的ケア児支援法（令和3年9月施行）	
現計画	<p>【個別施策⑬ 乳幼児期の支援体制の充実 / 現状と課題】 (新規)</p>	<p>【個別施策⑬ 乳幼児期の支援体制の充実 / 現状と課題】 <u>区立の保育園・子ども園及び幼稚園では、医療的ケアを必要とする子どもを保育するため、看護師を配置しケアを実施しています。</u> < 素案p.81 ></p>
4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法（令和4年5月施行）	
現計画	<p>【個別施策⑳ コミュニケーション支援・移動支援の充実 / 現状と課題】 (新規)</p> <p>【個別施策⑳ コミュニケーション支援・移動支援の充実 / 個別施策の方向】 (新規)</p>	<p>【個別施策⑳ コミュニケーション支援・移動支援の充実 / 現状と課題】 <u>特に日常生活で様々な情報を活用するうえで、スマートフォン等の普及は欠かせないものとなっていますが、操作が十分に行えない障害者にとって、生活上の恩恵が受けられないとの声があります。こうした中、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」が施行され、高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用による意思疎通を推進する必要があります。</u> < 素案p.106 ></p> <p>【個別施策⑳ コミュニケーション支援・移動支援の充実 / 個別施策の方向】 <u>ICT機器を通じてデジタル活用の利便性を享受し、デジタル化が著しい社会でも障害の有無を理由としてその利活用が妨げられることのないよう、デジタル関連の講座開催や、それに伴う交流コーナーのIT環境を整備します。</u> < 素案p.107 ></p>

5	障害者差別解消法の改正（令和6年4月施行）	
現計画	<p>【個別施策③⑩ 障害者の差別解消・権利擁護の推進 / 現状と課題】</p> <p>行政機関には障害者への合理的配慮の提供が義務付けられています。また、障害者差別解消法等の理念を受け、平成30年に制定された「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」においては、共生社会の実現に向けた取組を一層進めるため、行政機関だけでなく事業者による合理的配慮の提供も義務付けています。</p> <p>【個別施策③⑩ 障害者の差別解消・権利擁護の推進 / 個別施策の方向】 （新規）</p>	<p>【個別施策③⑩ 障害者の差別解消・権利擁護の推進 / 現状と課題】</p> <p><u>行政機関には障害者への合理的配慮の提供が義務付けられていましたが、令和3年6月の改正により、行政機関だけではなく民間事業者にも障害者への合理的配慮の提供が義務付けられ、令和6年4月1日に施行されます。</u> <素案p.113></p> <p>【個別施策③⑩ 障害者の差別解消・権利擁護の推進 / 個別施策の方向】</p> <p><u>事業者に対する障害者への合理的配慮の提供の義務化について、区内事業者に周知していきます。</u> <素案p.114></p>
6	デフリンピックの開催	
現計画	<p>【個別施策③⑩ 障害理解への啓発活動の促進 / 現状と課題】 （新規）</p> <p>【個別施策③⑩ 障害理解への啓発活動の促進 / 個別施策の方向】 （新規）</p>	<p>【個別施策③⑩ 障害理解への啓発活動の促進 / 現状と課題】</p> <p><u>令和7年、初めて日本で開催されるデフリンピック大会は、聴覚障害への理解啓発を進める良い契機となります。</u> <素案p.119></p> <p>【個別施策③⑩ 障害理解への啓発活動の促進 / 個別施策の方向】</p> <p><u>令和7年に日本で開催されるデフリンピック大会を契機として聴覚障害への理解啓発を進めていきます。新宿区社会福祉協議会内の視覚・聴覚障害者交流コーナーで実施する手話サロンや入門手話教室、イベント等を通じ、聴覚障害者と交流しながら手話に関心を持っていただき、聴覚障害への理解を図っていきます。</u> <素案p.120></p>